

○ 金融商品取引業等に関する内閣府令第三百四十九条の規定に基づき、金融庁長官等に提出する書類及び情報通信の技術を利用する方法を定める件（平成二十八年金融庁告示第二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第二条 府令第三百四十九条に規定する情報通信の技術を利用する方法であつて金融庁長官が定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法とする。</p> <p>一 前条第一号から第三号までに掲げる書類 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）</p> <p>第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法</p> <p>二 「略」</p>	<p>第二条 「同上」</p> <p>一 前条第一号から第三号までに掲げる書類 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）</p> <p>第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法</p> <p>二 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	